

## 平成30年度宮崎市ジュニアアスリート競技力向上サポート事業 実施要綱

### 1 目的

重点的かつ効率的に選手の発掘・育成・強化を行うとともに、ジュニア選手の育成に携わる指導者の指導力の向上を目指し、ジュニア層における競技力の向上を図る。

### 2 主催

公益財団法人宮崎市体育協会 宮崎市

### 3 共催

宮崎市教育委員会 宮崎地区中学校体育連盟 宮崎市小学校体育連盟

### 4 対象競技

宮崎市ジュニアアスリート強化推進事業実施競技団体  
宮崎市陸上競技協会 宮崎市バスケットボール協会 宮崎市バレーボール協会  
宮崎市バドミントン協会 宮崎市ソフトテニス連盟 宮崎市軟式野球連盟  
宮崎市卓球連盟 宮崎市体操協会

### 5 期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 6 補助対象

- (1) 県内又は県外選抜チーム等との対外試合（強化合宿・練習会・遠征）
- (2) 優れた選手、チーム、指導者等による実技指導（強化合宿・練習会）
- (3) 小中学生（選手）、指導者を対象とした研修会（メンタル、フィジカルトレーニング、スポーツ栄養学等）※研修会への派遣は除く。

### 7 対象者

- (1) 宮崎市ジュニアアスリート強化推進事業の参加選手と指導者
- (2) 上記（1）以外で競技団体から選抜された宮崎市内の小・中学校に所属する選手と指導者
- (3) 競技団体及び宮崎市内の小・中学校の指導者

### 8 実施場所

県内で実施する場合は、原則として宮崎市所管のスポーツ施設等での事業実施とするが、児童生徒に負担のかからない範囲で近隣のスポーツ施設を使用することができる。

### 9 経費

予算の範囲内で、別に定める補助金使途基準に基づき、練習会や合宿の回数、宿泊施設にかかる費用等を勘案し、補助金を交付する。

### 10 事務手続き

補助金の交付を受けようとする競技団体は、別に定める事務手続きの順に従い、遅延なく書類の提出を行うものとする。

平成30年度宮崎市ジュニアアスリート競技力向上サポート事業 事務手続きの手順

事業実施前年度

1月下旬

事業計画案、収支予算案（競技団体）※事業実施を希望する競技団体  
交付申請書実施計画書（様式2）、収支予算書（様式3）に準じた様式で提出



2月上旬

補助金額の決定（体育協会）  
スポーツ競技力向上推進委員会で補助金額等を決定



3月中旬

補助金額の内示（体育協会）  
企画運営委員会及び理事会後に、各競技団体へ通知書を発送



事業実施年度

事業実施の  
1か月前まで

補助金交付申請（競技団体）  
交付申請書（様式1）、実施計画書（様式2）、収支予算書（様式3）提出



補助金交付額決定（体育協会）  
各競技団体へ通知書を発送（様式4）



請求（競技団体）  
請求書（様式5）提出



補助金の支払い（体育協会）  
請求書の提出があった日から、1か月以内に競技団体の口座へ振込み



事業実施（4月～3月）



事業終了後  
1か月以内

実施報告（競技団体）  
実績報告書（様式6）、実施報告書（様式7）、収支決算書（様式8）、  
その他（領収書、写真、配布資料等）提出



補助金交付額確定（体育協会）  
各競技団体へ通知書（様式9）を発送



精算（競技団体）※補助金の残額がある場合  
体育協会へ現金持参又は口座へ振込

※補助金交付額決定後に、会場や日程等に変更が生じた際には、速やかに宮崎市体育協会に計画変更を届け出ること。

平成30年度宮崎市ジュニアアスリート競技力向上サポート事業 補助金使途基準

項目	説明
報 償 金	強化合宿・練習会・遠征及び研修会の指導者（外部指導者（講師）を含む。）・運営関係者への謝礼（旅費は含まない。） ①指導者 1名あたり10,000円以内/時間 ②運営関係者 1名あたり 3,000円以内/日
旅 費	①強化合宿・練習会・遠征の運営関係者・指導者（講師）の交通費及び宿泊費 ②研修会の指導者（講師）の交通費及び宿泊費 ③強化合宿・練習会・遠征の選手の宿泊費 ④遠征等に係るバス等借り上げ料及び高速道路利用料金等
消 耗 品 費	事業実施により、短期間又は一度の使用によって効用を失うもの
食 糧 費	①強化合宿・練習会・遠征及び研修会の運営関係者・指導者の昼食代（一人あたり上限600円） ②水分補給や熱中症予防対策等のための指導者及び選手の飲み物代
印刷製本費	資料印刷費及びコピー代など
通信運搬費	切手代、郵送料、用具運搬料等
手 数 料	振込手数料
保 險 料	遠征における運営関係者・指導者及び選手の傷害保険料
使用料・賃借料	施設（会議室を含む。）・設備、用具等の使用料等
参 加 料	選抜チーム又は個人の大会等参加料

【注意】

- 1 「旅費」には、強化合宿・練習会・遠征の飲食費は含まれません。また、自家用車等の使用については、「旅費」の対象となりません。
- 2 補助金から備品を購入することはできません。
- 3 補助金から飲食を伴う反省会（宴）の経費を支出することはできません。
- 4 領収証（書）のあて名は、事業を主管する競技団体名としてください。
- 5 領収証（書）には必ず内容を明記してください。「品代（一式）」は認められません。
- 6 領収証（書）には必ず日付を記入してください。
- 7 領収証（書）の内容が複数にわたるときは、明細のわかるものを添付してください。
- 8 昼食代の領収証（書）については、何名分かわかるよう個数を記入してください。
- 9 指導者（外部指導者（講師）を含む。）謝礼の領収証（書）は本人の署名又は押印が必要です。
- 10 本事業は宮崎市の取り扱う保険に加入していますが、競技団体が主体となって実施する強化合宿・練習会・研修会のみが保険の対象となります。大会参加や遠征は保険の対象から外れますので、別途、保険へ加入してください。